

協議会だより

緊急申入書を提出、懇談を行いました

「放課後児童支援員認定資格研修の免除」「基礎資格のさらなる緩和」が「令和五年の地方からの提案」にあることを受けて（本誌二〇二三年九月号「協議会だより」参照）、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、二〇二三年八月二二日に「内閣府地方分権改革推進室」と「子ども家庭庁成育局成育環境課」を訪問し、地方分権の内閣府特命担当大臣と子ども政策の内閣府特命担当大臣宛てに「放課後児童支援員認定資格研修の免除」と「基礎資格のさらなる緩和」に反対する緊急申入書を提出しました。

申し入れ内容

1. 「子どもの最善の利益」の視点

に立ち、子どもに安全・安心な生活を保障する学童保育の役割を果たすために、事業の根幹を担う専門性を持った指導員が必要です。私たちは、「放課後児童支援員認定資格研修の免除」と「基礎資格のさらなる緩和」に断固反対します。

今回の「提案」は、「放課後児童支援員認定資格研修（以下、認定資格研修）」の免除と「基礎資格のさらなる緩和」です。これは、「放課後児童支援員としてのアイデンティティ」「資格の必要性」という制度の根幹を大きく揺るがすものであり、放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方につながる危険性をはらんでいます。研修の対象者は「認定資格研修」を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系

的に学ばせていっているにもかかわらず、「研修の免除」や「基礎資格のさらなる緩和」を行うことは、育成支援の質の確保そのものが困難になることともなり、子どもの命と安全を守ることを揺るがしかねません。

「認定資格研修」は、保育士、教諭など、すでに取得している基礎資格等に応じて、研修科目の一部免除が認められています。保育士、教諭などの資格を取得するにあたっては、保育士は主に乳幼児、教諭は児童・生徒の主に学習面に関することが中心となり、小学生の放課後の生活や遊びについては、専門的に学ぶ機会はありません。また、この制度を利用した人のなかには、資格取得から時間が経過している場合など、情報が更新されず、現場の保育に支障をきたしていることもあります。

今回の提案は、「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」であることから、議論・検討の場は、「地方分権の議論の場」で

はなへ、子ども家庭庁にあります。二〇二三年末、あるいは、年明けに予算案が示されるまで、子ども家庭庁、自治体の動向を注視し、全国各地から、今回の提案に対し、反対の声を届けていく必要があります。

「教育・保育施設等における事故報告集計」が公表されました

二〇二三年八月一日、子ども家庭庁が「令和四年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表しました。これは、教育・保育施設などで発生した死亡事故や、治療に要する期間が三〇日以上、の負傷や疾病をともなう重篤な事故などについて、二〇二二年一月一日から同年二月三十一日の期間内の報告をとりまとめたものです。

今回公表された子ども家庭庁の集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は五六五件でした（死亡事故の報告はなし）。負傷等五六五件のうち、四五二件が骨折

で、一三件はその他です。発生場所は、施設の室内が一七〇件、室外が三六件、施設外五九件でした。

学童保育における事故報告の推移を表にまとめました(支援の単位数・入所児童数は、全国連協が毎年

年	件数	うち骨折件数	支援の単位	入所児童数	出現率 (支援の単位)	出現率 (入所児童数)
2015	228	196	25,541	101万7,429	112.0	4462.4
2016	288	259	27,638	107万6,571	96.0	3738.1
2017	362	332	29,287	114万8,318	80.9	3172.1
2018	420	356	31,265	121万1,522	74.4	2884.6
2019	445	390	32,654	126万9,739	73.4	2853.3
2020	429	379	33,671	130万5,420	78.5	3042.9
2021	475	408	34,437	130万7,699	72.5	2753.0
2022	565	452	35,337	134万8,122	62.5	2386.1

行っている「学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査」で把握した数)。

出現率を見ると、二〇一五年は、一一・二〇支援の単位に対して一件、約四四六二人に対して一件の重篤な事故が発生していました。二〇二二年には六二・五支援の単位に対して一件、約二三八六一人に対して一件の重篤な事故が発生しています。

* * *

学童保育におけ

る事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因があることが考えられます。

子どもの安全確保、事故防止に際しては、継続的に子どもと関わる指導員が、子どもの立場に立って生活環境を整えつつ、日々の保育を行っていくことが不可欠です。そして、運営主体・指導員・保護者が予防策、事故が起きたときの対処等話しあっておくこと、市町村や関係機関との連携も欠かせません。

子ども自身が身を守る力(感覚・判断・身体能力)を習得できるように、指導員には、学童保育全体を見とおして危険を察知する洞察力とともに、継続的に子どもたちに関わることで、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、子ども同士の関係性などを把握し、支えることが求められます。

また、実際の場面では、大人から一方的に「危険だから」と指示・命令をして管理するのではなく、言葉

を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏つけられた瞬時の判断と関わりが必要で、あわせて子ども自身が行動を振り返り、考えられるように促していくことも大切です。

全国連協は、「人数のとても多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要がある」と「専任の指導員を常時複数配置することの必要性」「成長過程にある子どもの遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「安全・安心」について、子どもと一緒に考え、つくりあげることの大切さ」などについて、『学童保育の安全対策・危機管理——安全対策・危機管理の指針』づくりの手引き(頒価二〇〇円(税込))を作成しています。この手引きは、『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』増補版(頒価一〇〇〇円(税込))にも収録されています。ぜひこれらも活用ください。